

公立大学法人滋賀県立大学大学院副専攻規程

平成 23 年 1 月 5 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 139 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 19 条の 3 第 2 項の規定に基づき、副専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名)

第 2 条 副専攻は、滋賀県立大学大学院全研究科共通とし、学座と称する。

- 2 副専攻の課程、副専攻名および運営機関は別表 1 のとおりとする。
- 3 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(授業科目等)

第 3 条 副専攻に係る授業科目の種類および修得しなければならない単位数は別表 2 のとおりとする。

(履修の申請)

第 4 条 副専攻を履修しようとする学生は、所定の申請期間中に副専攻履修申請を運営機関の長（以下「機関長」という。）に申し出なければならない。

- 2 機関長は、前項による申し出があった場合は、必要に応じて選考を実施し、その履修申請に対する承認の可否を決定するものとする。
- 3 前項の規定により履修の承認が得られた学生は、公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程に基づき、履修登録を行うものとする。

(主専攻の修了要件単位への算入)

第 5 条 副専攻を履修し修得した単位は、主たる専攻に係る修了の要件となる単位数に含めることができる。

- 2 各専攻の修了の要件となる単位数に含めることができる授業科目および単位数は別表 3 のとおりとする。

(履修の辞退)

第 6 条 副専攻の履修の意思がなくなった学生は、速やかに副専攻履修辞退届により機関長に届け出なければならない。

(修了の認定)

第 7 条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て学長が行う。

- 2 前項にかかわらず、主たる専攻の修了要件を満たしていない学生は認定の対象とはならない。

(認定証書の授与)

第8条 学長は、副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻を修了したことを証明する認定証書を授与する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成23年1月5日から施行し、平成23年4月1日以後に入学した者について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者で、平成23年4月1日前に入学した者と同一の年次に属する者には適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2および別表3の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

別表1

課程	副専攻名	運営機関
博士前期課程、修士課程	近江環人地域再生学座	地域共生センター
	ICT実践学座	地域ひと・モノ・未来情報研究センター